

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定に準じて、一般廃棄物処理施設整備・運営事業を特定事業として選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業の選定にあたっての客観的評価の結果を公表する。

令和 3 年 2 月 2 5 日

能代山本広域市町村圏組合  
理事会代表理事 齊 藤 滋 宣



**一般廃棄物処理施設整備・運営事業**

**特 定 事 業 の 選 定**

**令和3年2月 25 日**

**能代山本広域市町村圏組合**



## I 事業内容に関する事項

### 1 事業名

一般廃棄物処理施設整備・運営事業

### 2 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名称 (仮称) 一般廃棄物処理施設

種類 一般廃棄物処理施設

### 3 公共施設等の管理者

能代山本広域市町村圏組合 理事会代表理事 齊藤 滋宣

### 4 事業目的

能代山本広域市町村圏組合（以下「組合」という。）は、圏域である能代市、藤里町、三種町及び八峰町（以下「構成市町」という。）の住民の生活及び事業活動によって排出される一般廃棄物のうち可燃ごみについては南部清掃工場で、不燃ごみ及び粗大ごみについては北部粗大ごみ処理工場で行っている。しかし、現在稼働中の南部清掃工場は稼働から25年が、北部粗大ごみ処理工場は稼働から34年が経過し、施設の老朽化が著しく、構成市町のごみの適正な処理を継続していくために、新たな施設を整備することが必要となっている。

本事業は、新たな施設の整備・運営にあたって組合が策定した5つの基本方針のもとで一般廃棄物処理施設（以下「本施設」という。）を整備し、運営・維持管理することにより、処理対象物の適正処理、生活環境の保全、有害物質のさらなる削減を図るとともに、循環型社会形成の推進を図ることを目的とする。

組合は、次の5つの基本方針を掲げて、本事業を推進している。

#### 【施設整備の基本方針】

##### (1) 生活環境の保全に配慮した施設

可能な限り環境負荷を低減し、施設周辺の生活環境の保全に努めるものとする。また、国及び県の基準より厳しい、自主基準を定め、公害の発生を防止するとともに、自主基準を遵守していることを明らかにするため、排ガス濃度等の運転状況を公開する。

##### (2) 循環型社会に貢献する施設

ごみの焼却処理に伴って発生する熱を積極的に回収して、有効利用し、化石燃料の使用量を抑制して温室効果ガスの排出抑制に寄与する施設とする。

##### (3) 災害に強い施設

東日本大震災の教訓を踏まえ、耐震化、不燃堅牢化、浸水対策等の災害対策を講じ、大規模災害時にも稼働を確保できる施設とする。

##### (4) 地域コミュニティの場として活用できる施設

施設建設用地の一部を活用して、地域住民の交流の場を確保し、地域振興に貢献できる施設とする。

##### (5) 経済性、効率性に優れた施設

施設の建設だけでなく、維持管理費を含めたライフサイクルコストの低減を意識した施設とする。また、効率的な施設運営を目指す。

## 5 本施設の概要

項 目	概 要	
事業実施場所 及び 事業実施区域	能代市竹生字天神谷地 122-1、121-1、122-3、121-4	
民間事業者の 業務及び期間	設計・建設業務 : 事業契約締結日から令和8年3月まで 運営・維持管理業務 : 令和8年4月から令和28年3月まで	
本 施 設	可燃ごみ処理施設	処理対象物 : 可燃ごみ 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設からの 可燃残さ 処 理 方 式 : ストーカー方式 施 設 規 模 : 80 t / 24 h (40 t / 24 h × 2 炉)
	不燃ごみ・粗大ごみ 処理施設	処理対象物 : 不燃ごみ 粗大ごみ 処 理 方 式 : 破碎選別処理 施 設 規 模 : 5 t / 5 h
	附 帯 施 設 若 し く は 附 帯 設 備	計量棟、駐車場、雨水調整池、取付道路、構内道路、門 扉、囲障、植栽等その他関連する施設や設備等
	提 案 施 設	民間事業者の提案に基づいて可燃ごみ処理施設で回収 したエネルギーを有効利用するために事業実施区域内 に整備する施設及び設備をいう。
供 用 開 始	令和8年4月	

## 6 事業方式

本事業における施設の整備及び運営はD B O (Design Build Operate) 方式により実施する。

民間事業者は、建設事業者として本施設の設計・建設業務を行い、さらに運営事業者として20年間にわたって、本施設の運営・維持管理業務を実施するものとする。

## 7 契約の形態

組合と最優秀提案者は、基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。

組合は、最優秀提案者及び運営事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、最優秀提案者のうち建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、基本契約に基づいて、運営事業者と本事業に係る運営業務委託契約をそれぞれ締結する。

## 8 事業期間

事業期間は次のとおりである。

### (1) 設計・建設業務期間

事業契約締結日から令和8年3月まで

## (2) 運営・維持管理業務期間

令和8年4月から令和28年3月まで

## 9 事業期間終了後の措置

組合は、本施設を供用開始後30年以上にわたって使用する予定であり、民間事業者は、組合が30年以上にわたって本施設を使用することを前提として設計・建設業務及び運営・維持管理業務を行うこととする。また、民間事業者は、事業期間終了時に本施設を組合の定める明け渡し時における本施設の要求水準を満足する状態に保って、組合に引継ぐものとする。本施設の事業期間終了後の措置について、運営開始後16年目（令和23年度）の時点において、組合及び民間事業者は協議を開始するものとする。

## 10 事業の対象となる業務範囲

民間事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。

### (1) 民間事業者が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

(ア) 本施設の設計に関する業務

- ① 本施設の設計
- ② 組合が提示する調査結果以外に必要な事前調査
- ③ 組合が行う循環型社会形成推進交付金（以下「交付金」という。）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（以下「補助金」という。）等申請支援
- ④ 組合が行うその他許認可申請支援

(イ) 本施設の建設に関する業務

- ① 本施設の建設
- ② 建設工事に係る許認可申請等

イ 本施設の運営・維持管理に関する業務

- ① 運転管理業務
- ② 維持管理業務
- ③ 余熱利用管理業務
- ④ 測定管理業務
- ⑤ 防災等管理業務
- ⑥ 関連業務
- ⑦ 情報管理業務

### (2) 組合が行う業務

ア 本施設の設計・建設に関する業務

- ① 用地の確保
- ② 本施設の交付金及び補助金申請手続

- ③ 本施設の設計・建設モニタリング
- ④ その他これらを実施する上で必要な業務
- イ 本施設の運営・維持管理に関する業務
  - ① 運営モニタリング
  - ② 本施設の処理対象物の搬入
  - ③ 焼却灰及び飛灰固化物の運搬・最終処分業務
  - ④ 鉄アルミの運搬・資源化業務
  - ⑤ 不燃残さの運搬・最終処分業務
  - ⑥ その他これらを実施する上で必要な業務

## 1 1 本事業に関する提示条件

### (1) 民間事業者の収入

本事業における民間事業者の収入は次のとおりとし、詳細は募集要項等において示す。

#### ア 本施設の設計・建設業務に係る対価

組合は、本施設の設計・建設業務の対価として、設計・建設業務費を建設事業者に支払う。

#### イ 本施設の運営・維持管理業務に係る対価

組合は、本施設の運営・維持管理業務の対価として、運営業務委託費を運営事業者に支払う。

### (2) 余熱利用計画

運営事業者は、焼却による熱エネルギーの適切かつ効率的な余熱利用を行う。本施設の余熱利用は電力供給及び熱供給とし、発電電力については、可燃ごみ処理施設での自家消費及び不燃ごみ・粗大ごみ処理施設を含め、本施設で利用する。熱については、冬季の事業実施区域内のロードヒーティング等への熱供給を含め、本施設で利用する。

なお、東北電力株式会社においては、これまで本施設からの電力の逆潮流についての空き容量がない現状があるとしてきたが、令和3年1月からノンファーム型接続の適用が始まった。

本事業については、現状、逆潮流を行わないことを前提に推進し、事業者を募集しているが、逆潮流を行うか否かについては、改めて令和3年6月（予定）のノンファーム型接続の接続検討の回答を受けて検討し、決定するものとする。

検討の結果、本事業において逆潮流を行うものと判断した場合には、募集及び特定に関するスケジュール並びに募集要項等を見直す場合がある。なお、逆潮流をすることとなった場合の余剰電力の売却収入は組合に帰属するものとする。



### (3) 組合が適用を予定している交付金及び補助金について

組合は、本事業の実施に関して、可燃ごみ処理施設は補助金、不燃ごみ・粗大ごみ処理施設は交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続は組合において行うが、建設事業者は申請手続に必要な書類の作成等について組合を支援するものとする。

## 1 2 事業スケジュール（予定）

ア 募集公告	令和3年 2月
イ 事業提案書の受付	令和3年 7月
ウ 最優秀提案者の決定	令和3年 9月
エ 基本協定の締結	令和3年10月
オ 仮契約の締結	令和3年11月
カ 契約議案の議会承認（事業契約の締結）	令和3年12月
キ 本施設の設計・建設	事業契約締結日～令和8年3月
ク 本施設の運営・維持管理	令和8年 4月～令和28年3月

## II 特定事業の選定及び公表に関する事項

### 1 特定事業の選定の基本的な考え方

本事業をDBO方式で実施することにより、事業期間を通じた組合の財政負担の縮減を期待できる場合又は組合の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。具体的には以下について評価を行う。

- (1) 組合の財政負担見込額による定量的評価
- (2) DBO方式として実施することの定性的評価
- (3) 民間事業者に移転するリスクの評価
- (4) 上記による総合的評価

なお、組合の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

### 2 評価結果

#### (1) 組合の財政負担見込額による定量的評価

##### ア 組合の財政負担額算定の前提条件

本事業を組合自らが実施する場合及びDBO方式として実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、組合が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

(ア) 事業費などの算出方法

項目	組合が自ら実施する場合	DBO方式で実施する場合	算出根拠
①設計・建設業務にかかる費用の算出方法	設計・建設業務費	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合が自ら実施する場合の費用は、プラントメーカーの見積等をもとに設定</li> <li>・DBO方式で実施する場合の設計・建設業務費は、組合が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定</li> </ul>
②運営・維持管理業務にかかる費用の算出方法	運営・維持管理業務費 ・運転経費（光熱水費、燃料費、薬剤費、消耗品費等） ・人件費 ・維持管理費（保守管理費、修繕更新費等） ・その他経費（測定試験費等）	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組合が自ら実施する場合の運営・維持管理業務費は、プラントメーカーの見積等をもとに設定</li> <li>・DBO方式で実施する場合の運営・維持管理業務費は、組合が自ら実施する場合に比べて一定割合の縮減が実現するものとして設定</li> </ul>
③設計・建設業務の資金調達の設定方法	・交付金及び補助金	同左	・交付金交付要綱及び補助金交付要綱に従って設定
	・起債	同左	・設計・建設業務費から交付金及び補助金を除き所定の充当率により設定
	・一般財源	同左	・設計・建設業務費から交付金、補助金及び起債を除き設定
④支援業務に係る費用の算出方法	・設計・施工監理業務費	・設計・施工監理業務費 ・運営モニタリング業務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コンサルタント見積により設定</li> <li>・DBO方式で実施する場合には、運営モニタリング業務費を設定</li> </ul>
⑤売電収入	—	—	・東北北部エリアでは送電線の空き容量が無く、逆潮流ができない状況であるため設定しない。
⑥その他の費用	—	・保険料 ・配当利益 ・法人税等	・DBO方式で実施する場合には、保険料、配当利益及び法人税等を設定

(イ) VFM検討の前提条件

項目	値	算出根拠
①割引率	0.064%	過去5年間の国債（10年債）の利率から設定
②物価上昇率	0.00%	物価変動に伴う対価の改定を予定しているため、見込まない。
③リスク調整値	—	定量化が困難なため、リスク調整値については考慮していない。

※VFM: Value for Moneyの略。支払 (Money) に対して最も価値の高いサービス (Value) を供給する考え方のこと。ここでは、組合が自ら実施する場合とDBO方式により実施する場合の財政負担額の差額を意味している。

## イ 財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づいて、組合自らが実施する場合及びDBO方式で実施する場合の財政負担を現在価値換算のうえ比較すると、7.75%の財政負担額軽減が見込まれる結果となった。

項目	値	備考
①公設公営方式で実施する場合 (現在価値ベース)	19,789,749千円	・交付金・普通交付税を控除済み
②DBO方式で実施する場合 (現在価値ベース)	18,255,164千円	・交付金・市民税・普通交付税を控除済み
③VFM(金額)	1,534,585千円	・①－②
④VFM(割合)	7.75%	・③÷①

## (2) DBO方式として実施することの定性的評価

本事業をDBO方式により実施する場合、組合の財政負担額削減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

### ア 設計・建設及び運営・維持管理の効率化

本施設の設計、建設、維持管理及び運営業務を民間事業者が一貫して実施することにより、民間事業者独自の創意工夫やノウハウ(専門的知識や技術的能力等)が十分に発揮され、より効率的かつ機能的な設計・建設及び運営・維持管理が実施されると期待できる。

### イ 長期的な視点に基づく運営・維持管理内容の向上

長期的かつ包括的な委託を行うことにより、運営・維持管理期間を通じた適時の補修等の実施、中長期的な視点での業務改善の実施、セルフモニタリングの実施等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による運営・維持管理内容の向上が期待できる。

### ウ 財政支出の平準化

本事業に必要な費用については、20年間にわたる運営・維持管理業務期間を通じたサービス対価として支払うため、財政支出について一定範囲の平準化が図られるとともに、将来の負担額を見通すことが可能になる。

### エ リスク分担の明確化による安定した事業運営

運営・維持管理における組合と民間事業者のリスク分担及び清算方法を事業契約で定めることにより明確化するため、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できる。

### **(3) 民間事業者に移転するリスクの評価**

DBO方式により実施する場合は、組合自らが実施する場合に組合が負担するリスクの一部を民間事業者に移転して実施するため、組合は、これらのリスクの顕在時に突発的な支出発生を回避できる。

また、これらの移転リスクは、民間事業者が、組合よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としており、民間事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できる。

### **(4) 上記による総合評価**

本事業は、DBO方式として実施することにより、組合が直接実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた組合の財政負担額について、7.75%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク分担も期待することができる。

以上により、本事業をDBO方式として実施することが適当であると認められる。したがって、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定に準じて特定事業として選定する。